



目 次

新入生に向けて	新入生に向けて
経済学を学ぶという事	経済学を学ぶという事
憲法と政治	憲法と政治
日本の現状と安保条約	日本の現状と安保条約
大学の自治と学問の自由	大学の自治と学問の自由
大学教育の目的	大学教育の目的
学生会館というもの	学生会館というもの
大学生活一年	大学生活一年
文科部連合会から	文科部連合会から
体育会から	体育会から
沖縄見て聞いて	沖縄見て聞いて
佐世保斗争の意義	佐世保斗争の意義
京成成田で	京成成田で
平和への具体的提言	平和への具体的提言
佐世保斗争の意義	佐世保斗争の意義
京成成田で	京成成田で
沖縄見て聞いて	沖縄見て聞いて
新入生に向けて	新入生に向けて
「大学の自治は、教授、学生、私大に於ては大学経営者を含む全ての大学人が一体となって、外部からの政治的、社会的、宗教的因素を離れて、その理念的、主体的、創造性が得られる。従って、それを最も主体的に担う教員会が自らの中心的、主体的、創造性を持った手であり、学生の自治はその範囲内で認められる。」	「大学の自治は、教授、学生、私大に於ては大学経営者を含む全ての大学人が一体となって、外部からの政治的、社会的、宗教的因素を離れて、その理念的、主体的、創造性が得られる。従って、それを最も主体的に担う教員会が自らの中心的、主体的、創造性を持った手であり、学生の自治はその範囲内で認められる。」
「大学の自治は、学問研究のために認められるものであり、それが創意をもつて保護されることによって、より一層その独自性、発展性、創造性が得られる。従って、それを最も主体的に担う教員会が自らの中心的、主体的、創造性を持った手であり、学生の自治はその範囲内で認められる。」	「大学の自治は、学問研究のために認められるものであり、それが創意をもつて保護されることによって、より一層その独自性、発展性、創造性が得られる。従って、それを最も主体的に担う教員会が自らの中心的、主体的、創造性を持った手であり、学生の自治はその範囲内で認められる。」
「大学の自治は、学問研究、真理探求、人間形成の場としての大學生を守るためにある。」	「大学の自治は、学問研究、真理探求、人間形成の場としての大學生を守るためにある。」
「大学自治論」を学生一人々々、自分のものとしてとらえる時、我々は、抽象的な意味、内容そのものにメスを入れて、いかなければならぬ。なぜなら、これらの理念的な大学論は、現実の教育内容から、目をそらせ、現実的には、何ら問題の有効な批判となるからである。我々は、天から現状を見るのではなく、現実の実体そのものを批判するから、本来の展望を切り開いていかなければならない。	「大学自治論」を学生一人々々、自分のものとしてとらえる時、我々は、抽象的な意味、内容そのものにメスを入れて、いかなければならぬ。なぜなら、これらの理念的な大学論は、現実の教育内容から、目をそらせ、現実的には、何ら問題の有効な批判となるからである。我々は、天から現状を見るのではなく、現実の実体そのものを批判するから、本来の展望を切り開いていかなければならない。
この狭い、相互に結合した世界では、戦争も自由も平和も、すべて連帶しているのだ。――(ネール)――	この狭い、相互に結合した世界では、戦争も自由も平和も、すべて連帶しているのだ。――(ネール)――
日本には、いわゆる「大学」というものはなかった。(松下村山)	日本には、いわゆる「大学」という形でのみ封鎖的になっていた。
2. 日本は、当時の時代的要請である富国強兵と近代国家の建設を強力に推進する必要があった。	2. 日本は、当時の時代的要請である富国強兵と近代国家の建設を強力に推進する必要があった。
3. 国民(一般市民)の社会経済的発達が、未成熟であることによつて、國家によからざるなまなかつた。	3. 国民(一般市民)の社会経済的発達が、未成熟であることによつて、國家によからざるなまなかつた。
西洋においては、ルネサンス、宗教改革時代のルターに象徴されるように、時代を革新し、新らな価値観、新らな秩序をもたらしたのが、大学であった。	西洋においては、ルネサンス、宗教改革時代のルターに象徴されるように、時代を革新し、新らな価値観、新らな秩序をもたらしたのが、大学であった。
大学とは何か、大学とは、どうあるべきか、自治会の成立は、どんなんであるか、大学の歴史からどういこう。	大学とは何か、大学の歴史からどういこう。
大学の歴史は二世纪、西洋を起源とする。世界最古の大学であるヨーロッパ大学に象徴されるように、学生は著名な学者を慕って、	大学の歴史は二世纪、西洋を起源とする。世界最古の大学であるヨーロッパ大学に象徴されるように、学生は著名な学者を慕って、

戦後大学に戻った学生達は、教授が守り切れなかつた学問の自由、大学の自治を自分達の手で守らうとする決心した。学生の自治組織をつくりようとしたのである。しかし、一度は争ったのである。大学の自治組織を握る者は、本来教授である。大学の教育は理工科系学部偏重、いわゆる産業界を備蓄するための産業界を備蓄するための教育である。大学の教育は、常に、国民大衆と共に歩き斗つる奮闘こそ真理を追求する者の在り方で、代りつゝある。大学の設備基準や教員免許法、法定などを通じて間接的に国家が介入していることが明らかである。にも拘らず教授会は立ち直らうとした。

学問の自由を社会の動きや政治と全く分断し、学問の為の学問に終らうとする「象牙の塔」の觀念は捨ててほしい。私達の生活を脅す、人類の平和を破壊する政治的動向に対ししては、机上からではなく、国民大衆と共に歩き斗つる奮闘こそ真理を追求する者の在り方ではないだろうか。

「大学は學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の學芸を教授研究し、知的、道德的及び、応用的能力を展開させることを目的とする。」これは、昭和二十二年五月に公布・施行された学校教育法の大学の目的である。ここにみられるように、大学を守る為に何よりも肝要なことだと云えるのである。

「大学教育の目的」

「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門的の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び、応用的能力を展開させることを目的とする。」これは、昭和二十二年三月に公布された学校教育法の大学の目的である。ここにみられるように、大学教育の目的は、生徒の自由、独立、創造性を尊重するものである。しかし、この目的を達成するためには、学生の自らの意図と行動が不可欠である。したがって、大学教育の目的は、生徒の自らの意図と行動が不可欠である。

- 10 -

従来の学生会館はこの様に憩の場、福利厚生の場として位置付けられ、その下で学生を指導しようとせんたくした過ぎなかった。教育の一環として学生達に社会的責任を自覚させ民主主義の下で指導となり得る訓練を行い、良き市民に育ててやれる場所として存在していたのである。つまり学生会館は学生・学問研究の為の共同生活の場を与え、練された社交的行動を培い、大学のアカデミックな要素と非アカデミックな要素を関連づける為の仲介者の機能を持つものである。

では私達にとって一学館を管理運営する主体である一学館とは如何なるものであるか。厚生施設の一環として、厚生指導の場として位置づけられて良いものなのか。

大学教育の目的は、より廣く社会的・学術的知識を修得研究し、人間がより良い生活を送れるよう常に創造的姿勢を持つた人間を育成することにある。従つて真理を追求し文化の創造が行われる為には、学問の自由が保障されねばならない。学問の自由が保障される事とは、学問を公権力の侵害から守ることであり、換言すれば人間社会の発展と發展を保護することである。従つて大きな大學の使命、現実の世界を、学館を厚生施設の一環として位置づけるのみで、現実の世界の情勢と分離して捉え、政治運動を行ふ学生に對し圧力をかけてくる大學当局を批判してゆく為にも学館の管理運営の主体は学生の手に委ねられるべきである。

學問の自由を守ること、真理探究、大學の自治を學内の問題として捉えるのではなく、現実の社會と不可分なものとして捉え、常に現状に批判を加え革革してゆくのが大學教育の使命でもある。

その大學が、資本主義体制の一機構と化し産業予備軍的色彩を強

めている現在、そして又、学問の自由を守り大学の自治を守るべき一方の主体である教授が、一昨年の学費斗争に於て官憲導入を図り、自ら自治権を破棄した今、眞に大学の自治を守るものは学生以外に居なくなってしまった。

従つて学生会館は單なる原生の場として存在するのではなく、学生の自由の場として意義づけられるべきである。

今では、その場を切り離せざるものにまでして、サークル活動がある。

大学の理念を認識し、探求心や問題意識を持つ入学した我々は、大教室でマスク投票を以て現状に直面せねばならなかつた。人格形成の場であるとは云々、学友同志、意見の疎通も困難、自己矛盾や自己嫌悪の泥沼没入、その苦悩から脱却する為現状に自己を慣性化させてゆく者を出でてくるのである。

この固く活動を閉じた隙外の、うらやま現象を打破する為に存在するサークル活動、研究と活動の自由を保障するものとして、学館は実存し得るのである。

では自己嫌悪が引き起す原因はどこにあるのか。

朝鮮戦争以後、日本の資本主義経済は重化学工業を中心として非常なる発展を遂げてゐる。

これと同時に、國家権力の教育への介入は次第に強化され、学生の内容をも変化させていった。重化学工業部門の発展は理工科系学部の偏重をもたらした。大学は理工科系学部の施設充実の為、多額の資金を要するようになつた。その結果授業料上昇を行ふ

施設の回転を能率的・合理的にする為、大教室を用意し、又は時制の増加を行つてゐるのである。このようにして私大内部から和大を企業化していくことにより、大学は完全空壳化し、学生自身も主体

「学生会館といふもの」

校に就いても、かぎりのないものは当然である。また、現在の大学の学科の増設によって、本来の動機であるべきではないか。学科間の発展といふ動機は付隨的に、考えられて進めるべきではないか。学科次第で大学とは直義に反するので、立つて學問分野のみを考えて、基準的で、里合的な分子は

の創立者フンボルトは、つぎのように言っている。「大学は知識を伝達するところではなく、学問を生産する場であるから、研究と教授とは統一されなければならない。」

従来の学生会館はこの様に憩の場、福祉厚生の場として位置付けられ、その下で学生を指導しようとしてきた過ぎなかった。教育の一環として学生達に社会的責任を覚させさせ民主主義下で指導者と成り得る訓練を行い、良き市民に育ててあげる場所として存在していたのである。つまり学生会館は学生、厚生同窓生の為の共同生活の場を与え、洗練された社交的行動を培い、大学のアカデミックな要素非アカデミックな要素を関連づける為の仲介者の機能を持つていたといえる。

では私は遂にとつて、一学館を管理運営する主体である。一学館とは如何なるものであるか。厚生施設の一環として、厚生指導の場として位置づけて良いものなのか。

大学教育の目的は、より専門的な学术的知識を修得研究し、人間がより良い生活を送れるよう常に創造的文化の創造が行われる為に学するところにある。従つて真理を追求し文化の創造が行われる為に学問の自由が保障されねばならない。学問の自由が保障される事は大学間を公権力の侵害から守ることであり、換言すれば人間社会の平和と発展を保障することである。この様な大学の理念、使命を考えた時、学館を厚生施設の一環として位置づけ、厚生活動をして学生に対する圧力をかけてくる情勢と分断して捉え、政治運動を通して学生に対する圧力をかけてくる大学当局を批判してゆく為にも学館の管理運営の主体は学生の手に委ねられるべきである。

学問の自由を守ること、真理探求、大学の自治を学内の問題として捉えるのではなく、現実の社会と不可分なる使命でもある。現状に批判を加え革変していくのが大学教育の使命でもある。

その大学が、資本主義体制の一機械化した産業的色彩を強

性を失い、社会の欲求にのみ込まれたものとして存在するである。

サークルはこのような背景から自己矛盾を学生が主体的に挙げることによって解消し得べき場所である。

もじぶ豊かな才の運びに優れても、自ら束縛してしまふ、見立士全

めている現在、そして又、学問の自由を守り大学の自治を守るべき一方の主体である教授が、一昨年の学費争議に於て官憲導入を図り、自ら自治権を奪棄した今、眞に大学の自治を守るもののは学生以外に居なくなつてしまひた。

従つて学生会は単なる原生の場として存在するのではなく、学生の自治の帶びとして意義づけられるべきである。

今つ学生会館を切り離せないからこそ、アカデル活動がある。

大学の理念を認識し、探求心や問題意識を持つ入学した我々は、大教室でマクタ授業とさう現状に直面せねばならなかつた。人格形成の場であるとは云え、校友同志、意見の疎通も困難で、自己矛盾や自己過失の漏洩没、その苦惱から脱却する為現状に自己を慣性化させゆく者も出てくるのである。

この間、最も閉じた自己疎外といふ現象を打喰する為に存在するサトル活動研究活動の自由を保障するものとして、学舎は実存し得るのである。

では自己疎外を引き起す原因はどこにあるのか。

朝鮮戦争以後、日本資本主義経済は重化学工業を中心として非常なる発展を遂げてゐる。

これと同様、國家権力の教育への介入は次第に強化され、学生の内容を変化させていった。重化学工業部門の発展は理工科系学部の偏重をもたらした。大学制は理工科系学部の施設充実の為、多額の資本を必要とするようになつた。その結果授業料値上げを行いつつ、施設の回転率を上げるために、合理的に於ける。大教室を用意して私大内部から私費の増加を行っているのである。このようして私大内部から私費を企業化してゆることにより、大学は益々空氣化し、学生自身も主体とある。勿論それは、どこにおいても言えることであろうが、高校には、クラスがあり、クラスには教師が定められ、我々生徒は、家庭という社会的立場に於てこの一定の規範の場として与えられる。ところはさて、クラスメートによる立場が成る所として与えら

大学生生活一年

法律二年 漢辺由喜子

1

- 10 -

たことのない人が多い。「しない人」でなく「したことのない人」なのである。「したとのない人」と書いたのは、一度でも何かをしたことのある人なら、頭で出来ないと考へるほど、実際は出来なくなると分るだらうし、また、「ただ、役割を果してゐるにすぎないだ」ということが、実感として分かるであろうからである。沖縄の自然は美しい。あまり高い山はないが、盆地みたいにあつて、少し高台に登ると海が見える。空はあくまでも澄みきついて、ハイキングしたら、小麦色に焼けて、鼻の頭が薄くむけた……。

佐世保斗争の意義

月下午、九州佐世保に米国原子力潜水艦空母エンタープライズ号、寄港した。我々大学生会は、反対声明を出し、運動を展開してきました。

反対運動は単にベトナム戦争に参加する潜水艦の寄港に反対するところ現象面に目を向けるのではなく、現在日本政府の示す「連合国主義路線をつくものでなければならぬ。」

昨年五月の佐藤・ジョンソン会談によるベトナム懲撃軍力、ドル防衛協力等、日本の責任体制がとられた。日本が懲撃軍に対する役割を重大になってきた。アメリカの日本政府に対する懲撃軍後対米追隨反戦政策とあって表われた。ドルと核の下で政府が打ち出した「自衛力増強」は、アメリカの極東戦略体制の「軍となることは明らかである。又、政府は民族主義統一された軍備の編成を急いでいることに注目しなければならない。それは雑尾文相の「国

防教育」の提唱、首相の「國を守る氣概」、倉石発言にみられる態法否定のことはどこの運動に明確化されている。

統一された民族主義と偏狭な排外主義的愛國心によって武装された人間を組織化し、軍隊を作る。軍隊は、利益を求めて海外侵略を図り、帝国主義的の戦争にそなえるために、大企業独占資本家によっては、是非必要なものである。又、政府が「公共の福祉」の幻のものに国家権力を行使しようとするが、それは偽りではなかろうか。「公共の福祉」といふことは、必ずしも本家の代弁者である政府が軍備を急ぐのは当然のことである。又、政府が「公共の福祉」の幻のものに国家権力を行使しようとするが、それは偽りではなかろうか。「公共の福祉」共同体幻想こそ、ナチ为代表されるファシズムに利用された事を確認しておきたい。天皇制ファンズムは、今日では、もやは再復起しないと思われる。だからこそ、それに変る新しい形が考案されてくるのである。

独立資本と國家権力が結びついている限り偽りであり、

「公共の福祉」が本当に現実化されることは、必ずしも本家の代弁者ではなく、たゞ時である。政府が大独立資本と結びついては、利潤率の高い海外市場を獲得しようとすると、武器の生産は、戦争がおこるがまゝ、過剰生産にならぬのである。このことが大企業主主義の莫大な生産力が生み出す過剰生産物を国内より輸出するが、利潤追求のためにおこる侵略戦争、帝国主義戦争は、なく

ならない。

成田空港建設を押し進めようとしている政府は、まさにこの大

要がある。農民が土地を手放さなければ、農民の单なるエゴイズム

だと一部の人々は言う。

しかし、ここで考えてみよろ。「公共の利益」は何であろうか。

私達は、日本帝国主義支配者階級が自分達の利益の方向に、足を進めていくことに気がつくであろう。特に佐藤首相の急テンポな動向に不安を感じるのである。

成田空港は、國際空港であって、「公共の利益」にあらざるではない。

成田空港建設を平等地に認めていくには、政府は自ら導入し、

私財を充てて行くのである。政府は自ら導入し、

農民の土地を没収し、一私企業である成田空港に渡そうとしている。

土地を没収された農民は、補償金を渡される。しかし、それは一生の生活費とはならないから多くの者は、生産手段を持たない貧困労働者へと吸収されて行くのである。つまり、賃金労働者が生産物の全額が、労働力を一時に買った、生産手段を所有するものを手に入れるという制度の中に組み込まれていく。その制度の中で、低

権力者が暴力をふるう時、これに反撃を加えなければ、私達には、その平和が与えられない。貧しい者をより貧しく、富める者をより富めるようにする現体制の中で、現の公の利益と言つても、それは偽りではなかろうか。「公共の利益」という政策は、利害の不均等の著しい現体制内では、不可

能である。政府が「公共の利益」が眞に意味を持つのは、政府が大独立資本と結びついては、利潤率の高い海外市場を獲得しようとすると、武器の生産は、戦争がおこるがまゝ、過剰生産にならぬのである。このことが大企業主主義の莫大な生産力が生み出す過剰生産物を国内より輸出するが、利潤追求のためにおこる侵略戦争、帝国主義戦争は、なく

ならない。

成田空港建設阻止闘争が成田の農民だけでなく、全國的な問題であるといふことはもう一つ理由がある。

成田空港建設をして建設される空港がいつでも軍事用として使用できるといふ事である。成田空港の完成によって、首都をとりかこむ

軍港（横須賀・軍事基地（立川））の時間的関係が密接になり、軍事体制が強化されるに至る。

なぜ、軍事体制を急いでいるのであるか。昨年の佐藤・ジョンソン会談以後にみられる徹底した反動政策を行なうながら、「自衛防衛」「国防意識」を誇る。成田空港の完成によって、首都をとりかこむ軍港（横須賀・軍事基地（立川））の時間的関係が密接になり、軍事体制が強化されるに至る。

成田空港建設を押し進めようとしている政府は、まさにこの大要がある。農民が土地を手放さなければ、農民の单なるエゴイズムだと一部の人々は言う。

しかし、ここで考えてみよろ。「公共の利益」は何であろうか。

私達は、日本帝国主義支配者階級が自分達の利益の方向に、足を進めていくことに気がつくであろう。特に佐藤首相の急テンポな動向に不安を感じるのである。

だと決めてかかで良いものであろうか。不当な利益を追求してやまないのである。

成田空港建設の数回の寄港はその政府の直接的安全性の問題に押しかけられた。これは、原子力潜水艦の数回の寄港はその政府の直接的安全性の問題に押しかけられた。これは、原子力潜水艦の数回の寄港はその政府の直接的安全性の問題に押しかけられた。

成田空港建設の数回の寄港はその政府の直接的安全性の問題に押しかけられた。

貨金とインフレーションに苦しまなければならなくなるのだ。貧しい者をより貧しく、富める者をより富めるようにする現体制の中で、現の公の利益と言つても、それは偽りではなかろうか。「公共の利益」という政策は、利害の不均等の著しい現体制内では、不可

能である。政府が「公共の利益」が眞に意味を持つ現体制内では、

本家の代弁者ではなく、たゞ時である。政府が大独立資本と結びついては、利潤追求のためにおこる侵略戦争、帝国主義戦争は、なく

ならない。

成田空港建設阻止闘争が成田の農民だけでなく、全國的な問題であるといふことはもう一つ理由がある。

成田空港建設をして建設される空港がいつでも軍事用として使用できることによって、首都をとりかこむ

軍港（横須賀・軍事基地（立川））の時間的関係が密接になり、軍事体制が強化されるに至る。

なぜ、軍事体制を急いでいるのであるか。昨年の佐藤・ジョンソン会談以後にみられる徹底した反動政策を行なうながら、「自衛防衛」「国防意識」を誇る。成田空港の完成によって、首都をとりかこむ軍港（横須賀・軍事基地（立川））の時間的関係が密接になり、軍事体制が強化されるに至る。

成田空港建設をして建設される空港がいつでも軍事用として使用できることによって、首都をとりかこむ

軍港（横須賀・軍事基地（立川））の時間的関係が密接になり、軍事体制が強化されるに至る。

平和への具体的提言

会議の主催者の一人として、また企画者として、そしてまた個人として、これからお話ししたいと思います。

ます言つておきたいことは、「これは抗議の集会です。反対の声をうつさういための集会です。反対の現実への意見を聞いて、伝えるための集会です。反対の現実への意見を聞いて、伝えるための集会です。」などなるから、なんとか妥協点を見出そう、そういう試みをする集会ではなくて、はつきりとした抗議を、論理的に、正確に、明確に相手に伝えられる、相手に訴えかける、相手を動かす、そのための集会です。だれに対しても訴えかけるか。これはもちろん、ベトナム戦争を強行しているアメリカ政府に対して、そしてまた、それに追随している日本政府に対してです。そのことを、どのようにして、どのようにして、またいつ、いかなる場所でその反対行動を実現していくかといふことを、具体的に討議したい。それがこの集会の第一の目的です。そのことを私はあきらかにしておきたいと思います。

小田実

政治のレベルと個人のレベル

われわれの集会をどうして八月にしなんだという理由のなかには、いろいろな理由がありますけれども、八月がめぐってくると、私たちの思い出るのは戦争であります。二十一年前の今日というものは、まだ日本とアメリカは戦争状態にありました。そして、今は学生教育を受けた大阪は、そのころの運営された中、ちょうど私は中学生でありましたしねども、そのまま毎年夏のように空襲を受けいた、そういうことを思い出します。それから二十一年経った。そしてここで、アメリカの人たちと日本の人たちがここに集つて話をすことができる、これはたいへん喜びますと不思議なことであります。またかっこいいことを考えてみますと、私はたいへん悲しくなります。われわれがここに集つたのは、親に親睦のためでもなければ、その思い出を語るためにもない。ここに集つた第一の目的は、ベト

ナム能争う論議、それに反対するなどです。たいへん不思議なことですけれども、「二十一年前にわれわれは戦っていた。そして今日も戦っている」ということがいえます。二十一年前は日本とアメリカが戦っていた。お互いに主力を尽して戦った

ナム戦争を論じ、それに反対したためです。たゞへんそん思ひなどござれど、二十二年前にわれわれは戦つてゐた。そして今日も戦つてゐるといふことがいえます。二十二年前は日本とアメリカが戦つてゐた。お互いに主力を尽して戦つてゐた。そして今日、再びノルマニアと日本は戦つてゐる。ベトナムに対する戦つてゐる。アメリカが主導をなして戦い、そして日本がそれに追随する形で、共産者の位置で戦つてゐる。五月三日、椎名外相大臣は、はつきりと、日米安全保障条約の束のもので、これは中立でない、日本国との中立ではない、われわれははつきりとアメリカ側に加担していなかったことを説明しました。このことによつてそらした政府側の見解によると、われわれはアメリカ側と一緒にベトナムに対して戦ひをひどんでもつとつらうことになります。二十二年たつてもまだこういう状態が続いている。このことを私はまず第一に考えたいと思います。

このわれわれとアメリカとの連携帶があります。ベトナム戦争を媒介として、その連携帶はいまはきとりとわれわれの目に見えてきているようですが、つまり日米安全保障条約、あるいは沖縄の存在、そういうものによって日本とアメリカが、日本政府とアメリカ政府が結びついている。そして片方では、アメリカの人民と日本の人民は、いままだかで強いつ連携の絆を持ったことがない。そういう一つの状態が今まで持つてきました。わかれしいま思ひてみると、二国政府間のこじつた強いつ結びつき、われわれの意思に反するような結びつきも、考え方ひとつその立場を適用すると、ひょっとすると、強い圧力を二つの政府にかけることができるかも知れぬといふ。一つはジョンソン政権に、またそれに追隨している佐藤政権

少しその視野を拡大して、そういう運動を起す。その運動のなかではどのような形があるか、自分のかぎりでトナムの形であります。それを強烈な形で行ないたい。それをわれわれはここで論ずることができます。それからここでひとつ私が掲示したいことは、ここで一つできることは、われわれの抗議の叫びを作りあげて、それを日本政府とアメリカ政府にここから出るということ。たとえばわれわれの最終目標に近いところで、われわれは抗議書を、たとえば佐藤総理にわれわれの賛成した私たちの署名をまとめて、抗議書を提出するべきであると考へています。それからまたアメリカ大使館を通じて、アメリカ大統領に対しても同じことを考へています。そしてその次には、この会議の成果を、たとえばあちこちに発表するといふこともわかれは考へています。そして十五日（八月）には日米合同のデモを行なはない。国連はあとで具体的に考へられますが、デモはほかの国の方にも参加していかなければなりません。だいたいこのようなことを私たちはこれから考へます。しかし、私はここで、もう少し根本的にこの問題を論じたいと思います。つまり、もっと個人的な面から問題を考えていきたい。なぜこういうような会議を持つて、そういうことを考えだしたか。それからどういうようなことが、行動が個人的な問題と結びついていくか語りたいと思います。簡単に言います。それで自分がなぜアメリカのペトナム戦争に反対しているか、武力によるアメリカのペトナム政策に反対しているか。またそれに追隨している日本政府の

力を非難して、実際に行動
中心にして考えていきたい。

やり方を非難し、実際に行動してくるかはどううことです。そのことを中心にして考えていただきたいと思います。

で、ベトナム問題に関してはたいへん重要な国であります。この日本において、はつきりとアメリカのベトナム戦争に反対する政策が持ち出されるならば、それは大きな力になると思います。まず私は、日本政府が一日でも早く、現在のアメリカ政府の政策に追随することをやめることを要求したい。これはわれわれ全員の声として要求したいと思います。しかし、それはだめだと思います。そうしたことは政治のレベルに対し、そして政治的レベルに対し、われわれ個人のレベルから、運動を通じて、いろいろな形で圧力をかけていく必要があると思います。個人のレベルでいいたいわれわれになにができるか、そのことをここでわれわれは討議しないと思います。つまり、反対運動をどのような形で具体化していくか、いままで行なわれてきた運動を、われわれは話し合い、論じ合い、そして明確な形でそれをわれわれの前に、自分自身の前に、また人々の前に、佐藤政権、ジョンソン政権の前に提示していくなければならぬと思います。

帶して反対行動を起すことは、たゞへん意味のあることだし、重要なことだし、効果のあることだと思います。たとえば、私たちは六月に、ここに来られているハーリード・シン氏はかにもう一人アメリカの学生非暴力行動委員会といふ黒人の解放団体から一人を招いて、北海道から沖縄まで旅行した。そういった企ては私たちの予期した以上の効果をもたらしました。日本全土にわたって一万五千人くらいの人がそれ上の効果をもたらすのです。皆が、そして同時にデモンストレーションを行なう。あるいは集会を行なう。あるいはまたアメリカ兵士とともに日本に来ている人たちに、アメリカの平和運動と組んでそれに働きつづります。こうしたこととそれをわれわれはもう少し強化していくなければならない。たとえばアメリカに対してわれわれ日本人がもう少し抗議の叫びをあける。それを直接に伝える形であげて、必要があると思います。たとえば同時にデモンストレーションを行なう。あるいは集会を行なう。あるいはまたアメリカ兵士とともに日本に来ている人たちに、アメリカの平和運動と組んでそれに働きつづります。あるいはまた、新聞、雑誌と一緒に総合広告を出す。あるいはまちの地域的なレベルで小さな都会同士が結びつく。小さな都会間の運動が結びつく。そこにある準軍事工場の調査をする。それに対して集会をする。反対をする。市民不服従の行動をする。そういうことをいろいろなことが考えられます。そしてまた、それをさらに拡大した形で、もろもろ大きな国際的視野のなかにその問題を置くことができます。たとえば全世界にわたっていろいろな運動がある。この運動をもろもろまとめる局にわれわれは、「へんべきではない」といって「トナムア」の名をわれわれは「アシクン・フォー・チャート・トナムア」というよらかな名のものをわかれればいま起つて必要があるのではないか。幸運にしてヨーロッパにおいてでもそこへん動きがある。日本にもある。そしたらここでもうおひいてもそんじら動きがある。日本にもある。そしたらここでもう

を撃てと命ずる。その場合に、私がはっきり拒む態度を持つていいな
かったならば、自分は弾を撃つだろう。そして弾を撃つことによ
て、自分で自分の原理を踏みにじることによって、私は国家に対し
て、被者となる。しかしいつの間にか倒れた人の対しては私は加害
者の立場に立つ。そういふ時にメカニズムをはわされたことは認めま
す。私はここで認めます。そうしたメカニズムをはっきりとした形
で示してたのは、このベトナム戦争であると思います。かつて太
平洋戦争のときには、そのメカニズムははわわれの前にありました。
そのメカニズムを太平洋戦争の間に、アメリカ人は意識としては持
たなかった。自分たちは意識していなかった。しかし、このベトナ
ム戦争によってそうちのメカニズムをはっきりと意識はじめてき
た。そういう行為を通じて、私はもう一度このメカニズムを、被
害者であり加害者であるという奇妙なメカニズムを、自分の目の前
にはっきり見ようう気がします。つまり、アメリカ人がベトナム
のためには、ここで自分たちの原理といふものをはっきり確立して
いく必要がある。そのためにはまずベトナム戦争に対して反対の態
度を表明し、それだけではなくて、行動に踏み切ることなどによ
つたもの。もちろん平和、そういうものを一つの根本的な自分の
原理としてこれまで生きてきました。そうするとベトナム戦争は、
そろそろ、根本的な原理、私自身が、自分の理念りどころとして、そ
ろそろ、あるいは多くの人々が寄りどこうとしている、そろそろ根本
の原理を教かしているものである。そんなふうに私は考えます。ベ
トナムで行なわれていることは、そういう根本的な原理が簡単に踏
みにじられつつあるということだと思います。そして、もっととけ
からぬことに、そういうた原理が踏みにじられることが、原理の
叫びをあげなければいけないと思います。そしてこれまで反対してき
ました。そしてまたそれだけではない、いろいろな形で運動を展
開してきました。しかしながらだけではありません。もう少し別の面から、
私がならないことをです。その事實を認めてしまはう私にとってがまん
いふことです。安保条約、沖縄、ベトナム特需、そらうしたものに
は、私は加害者としての自分を認めます。被害者に対して、加害者
としての意識というのを自分に認めます。

つたもの。もちろん平和、そういうものを一つの根本的な自分の原理としてこれまで生きてきました。そうするとベトナム戦争は、そういう根本的な原理、自分自身の理屈りどころとしている。あるいは多くの人類が寄りどころとしている、そういう根本的な原理を教かしているものである。そんなふうに私は考えます。ベトナムで行なわれていることは、そういう根本的な原理が簡単に踏みにじられつつあるということだと思います。そして、もとけいからぬことには、そういう原理が踏みにじられることが、原理の本らぬことなのです。その事実を認めてしまえば私にとってがまんがならないことです。その事実を認めてしまえば私は、その原理を自分自身踏みにじっていることになる。私はそう思います。また黙つてもしないでいることは、結果的にはそれに暗點の許容を与えているということだと思います。私はそのために対抗の叫びをあげなければいけないと思います。そしてこれまで反対してきたました。そしてまたそれがだけではない、いろいろな形で運動を展開してきました。しかしこれだけではない、いろいろな形で運動を展開してきました。しかしこれがだけではない、いろいろな形で運動を展開してきました。つまりこの問題は、その他の面からも、者の面から語りすぎたらいります。もう少し別の面からも、私はこの反対運動に加担してやります。もう一つ重要な理由としては、私は加害者としての自分を認めます。被害者に対して、加害者は、このことでの意識というのを自分に認めます。

まず第一に原理の面から言つて、すでに椎名効務大臣が声明したとおり、あるいはそれ以前からすでに日本はこの務大臣に入っています。ということは、私がその戦争に対する態度があること。ベトナム人に對して悪い行為をなしている員があると

よって直接、間接にこのベトナム戦争を支援している。そういうことになります。この点で私は加害者である。そんなふうに思いました。そしてここで黙つてゐるならば、これはどうもよくことになるかと思うと、加害者であることを続ける、それを永遠に続けるのをやることになると想ります。これでは困る。これは困るのです。私はそこから自分を切り離さなければならぬ。その切り離すという行為は、はつきりと示さなければならぬ。そのことをここでやる必要がある。そんなふうに思つたのです。

まず、かわいそうな被害者の姿を見ると、そこに出でてくるのは、手の姿が私の目に現れてくる。その手はひょっとすると自分の手で、私の目に出でるのはその残虐行為を加えている手です。その手があるかもしれない。そのことをまず私は考えます。実際のところ私たちは原理的に言ってトトナム戦争に加担している。そういういた加害者の立場を私たちには認めなければならない。そのためにはいつも反対の運動をすればいいのではないか、そう思つてしまつたのです。こういった原理的な面ではなくて、もう少し理念的に言つてしまつたのです。そこで私たちが反戦・平和の態度をはつきりと打ち出さない限りは、その手はいつかはつきりと自分の手になるかも知れない、そういうことが言えると思います。つまり、はつきりと自分の個人の原理を確立しない限りは、國家の命令によつて自分は弾を打たなければならぬ。それはその強に立つてからが倒れる。そして同時に、國家からみれば、国家に対しては自分自身は被害者である。そういった奇妙な関係が成立つと思ひます。つまり、国家が私の意思に反して、鉄錆

市民的不服

る現状、そういうたるもの自分にします。個人の生活とかあるいは個人が持つてゐる普遍的原理の信頼、そういうたもののが踏みにじられている。そういうたの現実が、世界のあちこちにあります。そのともうひとつの意見が、言うまでもなくベトナム戦争であります。ベトナム戦争における利益の追求がすこしあります。けれども、もちろん独立国による国家の権益の追求がすこしあります。これによつて、小国の人々のへの意が踏みにじられてること、民族自決への意が踏みにじられて、そこで殺戮が行なはれていくこと、これがますますあります。その次には、アメリカ人たのなかで、そういうた原理を信じる人たちにとって、いちばんやな戦争が起つていて。そしてそのいやな戦争が彼に由来する者たちの立場を強めている。そしてもうと悲劇的なのは、アメリカ人の大部分が、そういうた悲劇に自分は気づいていないことだと思ひます。

市民的不服従

それではない、日本人はどうか。先ほどから何回も繰り返して申し上げましたように、日本人にとってすでにこの戦争は人事物の戦争ではない。すでにわれわれは推名外務大臣が声明したのうに、われわれ中立ではない、論理的に言つてわれわれは立場の立場のうものは、アメリカをあと押しして立場である、そういうたことになります。そしてこういったなかで、そうすると日本というものは、アメリカに対しては被害者の立場に立つて、いるかも知れない、アメリカに対する絶対的なことを言うことができない、日本政府はそん

して被害者の立場に立っている。しかし同時に、そのことによって
ヘトマに対する加害者の立場に立っている。そういうことが手
えます。そして日本国内では、日本人は国家と個人の関係において
は、「われわれは被害者の立場に立ち、そしてさまざまの形で、声
援・間接の国家に協力せざるを得ない」ところに追込まれていて、
そのことによって「日本人に對して被害者の立場に立つて
立っている。そういうふうな奇妙な錯反応といふものを起して
います。こういうよくなきことを、われわれはこそこそはつきりと断ち切
らなければいけない」。そのことを私たちはここで主体的に考えて
みたいと思います。それはきっともとの切るための寄りどろきとなる
のは、市民不服従の原理である。それは原理であるとともに、キ
ャラクターの原理でもある。われわれの権利であると思います。
そういうふうな原理のなかで、われわれはさまざまな行動を起こすことがあります。
できる。まず國內的にさまざまなる行動を起こすことができる。これは
さっき、冒頭に申し上げましたことと関連するけれども、さまざま
な運動を具体的な形で、国内で起していくことができる。しかし、
それだけではじゅうぶんではない。僕はそんなふうに思います。つまり、日本とアメリカが結びつくことによって、さまざまなることが
行なわれれる。そうするならば、われわれはもう少し市民不服従の原
理においても、全国だけではなく、それを世界に広げようとする
立場において考えていかなければならぬ。僕はそんなふうに思ってい
ます。つまり、市民不服従の連帶といふものなどを考えて、考えていかな
ければならない。私の考えはそ�です。それからまた、実際的に言
つて、いつも国内のなかでは圧倒的な國家権力に対し、人民はつ

二〇四

この私の併用に付けてみると、確かに今日まで、私たちが常に平連の活動を通じて行なってきたこと、考え方などとのつながりは、アメリカの反戦運動との連携がありまつた。これはこの原論から出発しています。つまり市民不服従の連帯運動として、いざ見えてくるところを、しまだ試みようとしているところを、これまで引きましょう。も

少しから私に買ひました。何んでも私は言いましたけれども、椎名外務大臣が言つたときに、安保条約によってわれわれは中立でない。そうするならば、アメリカとわれわれは直接に結びついている。アメリカの政策に直接、結びついている。そうするならば、われわれはその政策に対して批判的の声をあげ、それをお悪いと断じ、攻撃する資格があるアーリカ市民と同様にある。そんなふうな見地から私たちは運動を出発させてきました。これまでいろいろなことをやりました。とくに大きな集会をしたり、共同集会をしたり、あるいは去年までやったけれどもティーチ・インをしたり、あるいは集会に互相に参加をさう。あるいはニューヨーク・タイムズに広告を出すことによって、アメリカの政治に覺醒を促し、同時にまたアメリカの平和運動にも激励をもたらした。あるいはまたさつきも申し上げましたけれども、北海道から沖縄まで大きな講演旅行をした。そしてここにその一つの集大成として、日本市民会議を開きました。

加害者の立場

こうした行動を通して私が考えていきたいのは、平和を守るというような負けじ気分ではなくて、国家政策が、あるいは戦争が、加害者の立場に立つてゐるならば、戦争に対する、あるいはそういう国家政策に対する加害者の立場に立たせたい。つまりいつでも戻

人の領事館のなかで、私が署名する以上は、私は押さない。そういういた個らないわけねども、それが署名する以上は、私は押さない。そういういた個人が平和を作り出す一つの出発点となる。これから打ち込んでいく。それが平和を作り出す一つの出発点となる。ここまでは思っています。ここで問題になるのは、自分という個人がどれだけいたいとて発言できるのか、世界の政治のなかで発言していくことができるか。それはもちろん、その裏づけとなるのは、激しい運動だと思います。その激しい運動が、個人の担当の原理から、後だしてこう立ち立てる、そういうものが必要です。二つのことがあります。つまり、個人の拒否の考え方、個人自身の考え方。それがますますあると思います。そしてそれを拒否の原理を後から支えていく強力な運動、それを私たちには必要です。この二つのことを私たちはこれからやっていくこと、それ思います。そしてまたその運動を形作るのは、もちろん私たち自身である。ほかの人ではなくて、私たちは自身である。このことをやはり認めてもらいたいと思います。ほかの人ではないといつても、このことを私たちはここではっきりしたいと思います。私たちはほつたいたれかというと、つまり、ここにいる人たち、あるいは日本の人民、アメリカの人民、という普通の人であります。そのことを私たちは考える必要があります。どこにも偉人はいない、私はよく思ます。どこにも偉人はなくなくして、みんなの点においては同じである。領域のなかで、同じ責任と義務を持つ世界は同じである。そのことを以外にしか私たちは自分たちの手で平和を作り出していくことはできない。そして、自分たちの手で平和を作り出していくこと以外には、戦争は考え続かないだろう、平和はほんとうにはこないだろう、私はそう思います。そのことをここで、具体的なふうに私たちはこれから

身に被害者の立場からものごとを論ずるのではなくて、自分が加害者となり得たかも知れないということを考えながら、戦争、あるいは国家暴力といらう加害者に対して、私たちは生き残った反撃者にならなければいけない。私はそんなんふうに思っています。つまり平和を作り出すこと、そのことを私はここで考えたい。積極的に平和を作り出すにはどうしたらいいのか、そのことを考えたいと思います。

いろいろなイデアが全世界のなかでこれまでの歴史のなかで考えられてきた。たとえば国際連合なり国際的連帯なりのものもあったかもしれない。あるいはさまざまな策論、そういうものもそうであったかも知れない。しかしそれは政治のレベルで、あるいは国家のレベルで、今までが行なわれてきた。そして最終的に、たいていの場合、国家権力の利益によつてそれはぶれてしまった。ある一つの国家権力の利益の追求によって、さまざまなものつながらりというのをはじめて見えてきた。なんならぶらりと見えます。そういうのならば、別の次元で決つものを考えなければならない。別の次元に立つ国際的連帯というものを、平和に対する、平和を作るためのいぢばん有効な武器として考える必要があると思います。そのことをわれわれ具体的に考えていくといいたいと思います。

たとえば、こんなふうなことは考へることはできないでしようか。つまり、自分たちの生前の安全保障に対する反戦和条約、人民の反戦和条約、人民自身の手によって作られる反戦、市民自身の手によつて作り出す、そういうしたことこれから考へていく必要があるのではないか。すべてを国家まかせにして、国家間によって平和条約が結ばれ、あるいは軍事条約が勝手に結ばれていく。国家自身

の勝手な利益の追求によってそれがつぶれ、あるいはまたつぶれたかと思つたら仲よくなる。いちばん簡単な例を言いまして日米関係であります。かつては、戦争犯が、敵軍犯罪者として取り上げて追求した人が、いつのまにかアメリカの立場から見えてきている。われわれ人民の関知しないところで、そういうやりかえがいつのまにに行なわれている。そういう国家利益によって、まさしくおかしなことが行なわれている。ある場合にほんをしたかと思うと、ある場合にはにこにこしている。こちらも惑はばかりでけんかをするときに引き出されると私たちなりにここにこするといふことは、彼らは支持していませんといふことが言われる。そういったことがいつでも言われている。たとえば岸信介の場合を具体的に言えば、たとえば、かつて彼は東条内閣の一員であった。そのときには日本国民はすべてアメリカを反抗していくといふことを彼は言っていた。ところが、彼が首相となると、日本国はすべてアメリカ政府に私利をしていいる、そんなふうな聲明をしています。そんなふうな國度に私たちが自分たちの命の安全をまかせておくことができるか、その生命のなかには、物理的な生命ばかりでなく、自分の原理、といった精神的な生命が入りります。さっき申し上げましたような、自分が信じている種類の普遍的原理、そういうもののも人ります。そういうものでの安全をまかれておくことが、それまでのものであつたのでなしで、われわれ日本人が直接手を結ぶというところ、ここで必要なこととして考えていく必要があると思います。ここで具体的に、たとえば私たち日本人とアメリカ人の間で、日本国とアメリカの間に結ばれている軍事的な条約、日米安全保障条約、そういう

討議したことあります。

討論したいと思います。

反戦平和運動・三つの原理

私の感では、歴史は完結していなと思います。よくいろいろ人の書物を見るが、歴史は完結したうえで書かれている。しかし、そのことが、必ずしも終つてしまつたから書かれている。しかし、そこで、それはまだ終つていない。そんな感じしがづくくしまず、スベイ・市民戦争もまだ終つてない。アルジェリア戦争もまだ終つてない。もちろん、ベトナム戦争もまだ終つてない、実にそういう気がします。すべてのものもまた問題として残っている。しかしながら、すべての人が知らない。いろいろな人が知らない。それがわからない。それがわかることではない。それがわかることで、それがわからぬ。それがわかることで、それがわからぬ。だからこそ、それをやめたいと思う。そういう状況はかつてないから、また、またやめられない。あるいは、それならやめる。だからこそ、それをやめたいと思う。そこまでやめたいです。そういう反戦平和運動というのは、これまで何人も繰り返して言いますけれども、これまでによくあつたような平和アーチも通つて、普通の条約によると個人に義務と責任を課します。そのことを私たちがここで繰り返して言っておきたいと思います。

連帶の音

ここでどうしてこうしたことを、連帶を中心に、何へんも説いているかというと、私はかくてヨーロッパにおいて人民戦線が行なわれていたときに、日本での人民戦線のことを論ずる人たちがたくさんいたときに、日本でもついで、日本でも必ず日本の軍事が主導権を握るなどして行なわれた。しかし日本は遂に日本の軍事が主導権によってつぶれ去った、そういう実事を思い起します。^{アリヤのローマで私はカルロ・レザヴィといライタリアの官女}会ました。

にさまざまなもので参加する。一つの事柄に対する反対運動には積極的に参加する原理。反対の立場というのは、個人の責任と義務の領域では、どうしても負うことができない領域、そいつたものに対して反対する。そのことをどう受け加えておこうだと思います。しかし根本的には、この拒否の原理というものを重視したいと思いますがどうも言ををおうとも、私は動かない。そのことをこなすには、きちっとした個人は弱いのです。個人は弱いから、それを後から後にして強力に支えるのが運動であり、その運動は国内的な運動だけでは弱い。それはまた国際的な廣がりで支える。原理をどうも言をおうとも、市民不服従原理により連帯させていく。そのことが私のプランです。

こうした人民の反戦平和主義というものを日米間でますなんとかものにしていくと思います。そして、それを日米間のみならず、もっと広い地域に、他の国々間に広げていくこと、ということを考えています。この問題にいちばん必要な要素は、常にその国がいること、それが今よりはるかに問題意識を持つていることです。それからまた同じような地域にいること、それをまず私は考えたいたい。そろそると、「ちゃんとそこで結びつきの可能性のあるの」は、もちろん日本とアメリカです。ペトナムの問題、あるいは太平洋をめぐるアシアをめぐっての問題、そういう問題について

日本側の契機を持った

次に考えられるのは、いわゆるアジアの反共自由主義諸国の中かで、ペトナム戦争に多かれ少なかれ参加させられている。人民がそのことによって被害者や加害者のメカニズムに足を取られてしまっている國々でやうやくたことをしたい。それにいくまでに、たとえ

カルロ・レヴィはご承知のように、イタリア抵抗運動の一人の親王であります。彼をやへついたときに、彼はいろいろなことを語りました。イタリア抵抗運動の歴史を語ってくれました。そのときに私は、ほんとうに思って出しして、ずっと運とからついて了すけれども、あなたはいっつて、その抵抗運動がついた時代に、日本にもそういう抵抗運動があつたということを知っていたか、そういうことを聞いたことがあります。そうすると、カルロ・レヴィはもちろん知らなかつた、ぜんぜん知らない、いまはじめて聞いたという。私はそれから説明をしました。はじめて聞いたと、驚くべきことを彼は言いました。そのとき考えたことは、もしものときに、イタリアの人民と日本の人々との時、抵抗運動を結びつけけることができたなら、少しきつた事態が、世界歴史のなかでついていたかも知れない。あるいはまた、ドイツでそういうことが行なわれていたならば、ドイツとイタリアと日本の人民たちが、その抵抗運動を結びつけることに成功していたならば、事態は少し變つたかも知れない。これは夢想かも知れないけれども、この夢想は考えてみる価値があると思います。それが何よりも、その夢想が帝國によって世界歴史はつていたかも知れない、そんなふうに思います。しかし、現実に手で結んだのは、イタリア、日本、ドイツの人民ではなくて、イタリア、ドイツ、イギリス、日本のファシズムの政権であった。そしてそれによって三国同盟がかなづくられ、あの戦争に突入していくと、そういうようなことで、もう起します。ここで、アメリカと日本の間で、そういうようなことで、どちらが手を私は欲します。つまりアメリカと日本の間で、かつて日本とイタリアが手を占ばなかつたと。そこそこいつと、イタリアと日本との争いが手を占ばなかつたと。そこそこいつと、

戦争が引き起されていたことを私はいま少し想起します。そのことが私たちがここではっきりと、人民と人民の連帯の考え方を打ち出さない限り、アメリカと日本の間に立ち起るのではないか、そのことを私は憂えます。ことに中国との関係において、私はそのことを強く憂えます。だからこそアーリアと日本の連帯が、中國との関連においては、何よりも出される必要があるということ、うなづきと強調しておきたいと思います。そのためには、トナム戦争の短期的な目的で見るところに、長期的なアジア地域における平和を確立していくかにして確立するか、それがわれわれ人民の手でいかにして確立していくかといふことこそ、具体的に私たちがここで考えていく。その声をアメリカと日本に、あるいはまた全世界に伝えておこう、そのことをここで考えます。そのため私たちはアメリカ人の方ばかりでなく、ヨーロッパから、あるいはほかの国からのオブザーバーを迎えていきます。そのことをもう少しおきます。

最後に、日米反戦連合と市民案議約として、草案というものを私は考えました。その草案を中心として、できたらそのことをこの席でこれから論じてきました。そしてそれを、これはもちろん試案でありましてからどんどん変えていかなければならぬ。そしてその試案を中心として、われわれ人の原理で、太平洋地域において平和を作り出していくこと、そのことを向べんも繰り返して考えたいと思います。

もう一度振り返ますが、日本、ドイツ、イタリアの政府が手をまとめたところをここで考えます。アメリカと日本の人民が手を結ばなければならぬことをここで考えます。アメリカと日本の人民が手を結ぶことで、人民の原理で、太平洋地域において平和を作り出していくことをここで考えます。

ることを拒否するのは、私自身の固有の権利であり、義務であると考える。その権利、義務の行使次のように行なう。

一、私は武力によるアメリカのベトナム政策、それに追随する日本政府の政策に反対し、またそれに協力、参加しない。

直接的協力参加 加担ばかりでなく、そのための武器の研究、開発、輸送、物品の供給、便宜の供与などに従事、あるいはそれに協力することをも拒否する。またアメリカ政府の政策、日本政府の政策に反対する行動をみずから行なう。

二、私はベトナム戦争への米国安全保障条約の適用を不當と認め、それに反対してトニー紳士に開示したことを拒否する。また、この条約が日米両国民のみならず、アジア、ハサウエーは全世界の和平を阻害するものであることを認め、それに反対する行動をみずから行なう。

三、私は核兵器、化学兵器、細菌兵器、ナーブーム弾などの大量殺戮兵器の使用はもちろん、その研究、開発、実験運営に反対し、それに従事する者は協力することを拒否する。また、そうした大量殺戮、非人道兵器の根絶をはかる行動をみずから行なう。

四、私はベトナム戦争をはじめ、その戦闘者を鼓吹するうべきいの教育、宣伝、言論活動に反対し、それに従事、協力することを拒否する。

五、私は自国内の他国の軍隊、基地、他国内の自國の軍隊、基地の存在に反対し、それに協力、参加、加担することを拒否する。またそれを解消せしめるための行動をみずから行なう。

六、私は現在、アメリカ政府によどてられている中國敵視の

今まで発展させるよりは、いい政策に協力、参加、加担することを拒否する。

七、私は国際のそれ含めて、地球上のすべての軍事条約に対し、それは解消せめるための行動を必ずから行なう。

八、私は民族自衛を妨げる、いorrisいの政策に反対し、それに力を、参加、加担しない。

九、私はこれまで述べてきたことを含めて、反戦平和の行動のみずから可能な形で行なう、その行動を他の個人に働きかけるとによって拡大する。

手な国家利益追求だけを中心にして手を結んでいくなら知りません。その問題と関連して、これはどのような事務を巻き込んでいくなら知りません。そこで私、憂えます。この反戦平和市民大綱約というものは、市民が駆使する連帯です。そしてそれをもっと越えて、真に大きな行動への一つのきっかけとなるものです。そしてこれは普通の条約と同じように、法定期限到来すればそんなふうに考えます。そして有効期間の外で、人々はそれに責任を持つ、そしてそれが無ければ、また定期的な条約を作り直す。国際情勢は変わるものかもしれない。いろいろなことが起っているかも知れない。新しい条約を作れる、あるいは更新新規、そういうことをここでやっていきたい。

そしてこの市民大綱約も、日本で開いたけれども、日本ならば来年アメリカで開きたい。そしてその次の年に日本で開きたい。

そしてそのよんななによく、たとえば日本の間で日米閣僚会議といふのが京都で最近開かれて、それは経済問題を討議すると称しながら、終始賛美、ペトナム問題を討議した。そういった事実があります。それはそういうものに対するものをして持たなければいけないと思いまます。

日本反戦和市民大綱約として考えられるものを、私はここで試案として提出したいと思います。それを読んでみます。

日米反戦平和市民大綱約款案
私たち、日本およびアメリカの市民は、以下の誓約に基づいて、
ここに日米反戦平和市民大綱約を締結する。この条約は、以下の誓
約を実現するため市民の行動によって有効となる。この条約の有
効期限は、1年であり、一九六八年八月十四日までに、日米両国市

民の協議によって更新、延長される。人間は、そのようなこの家の原理をも越えて存在する人の普遍原理を究極のよりどころとして持ち、それに基づいて、奴隸の生ではない自分自身の生を平和に生きる権利を持つてゐる。この権利が完全に行はれることは、人間が人間として生き、人間の歴史がかたづかわらるための固有な条件であり、何人もこれを犯すことはできない。世界のどのような国家も、自国民、他国民の別を問わず、國家の原理の名の下に人間のその権利を犯し、生命を脅かし、奪い去ることは許されない。また国家は同じく国家の原理の名のもとに、自国民、他国民の別を問わず、人間の権利を侵害し、生命を脅かし、奪い去ることを個人に強制することはできない。国家のそのような企圖、行動に対して、人間は一人一人、協力、参加を拒否し、それと戦う権利を持つ。それはすべての国家に対する個人の基本的権利であるとともに、人類に対する個人の義務である。

こうした立場から、私は私(う)らは署名する人です武力によるアメリカ政府の政策に追随する日本政府の政策が、ペトナム人の固有の権利を犯し、その生命を脅かし、奪い去つて行つてゐる事実を確認する。このアメリカ政府の政策、日本政府

昭和四十三年四月十二日